

仙台大学学則

令和 5 年度

仙台大学学則

第1章 総則

第1節 名称及び目的

(名称)

第1条 本学は、仙台大学と称する。

(目的)

第2条 本学は、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する諸科学を教授研究し、当該分野における指導者としての専門的知識と技能を体得させるとともに、高い識見と広い視野とをもって、社会の指導的な役割を果し得る有能な人材を育成することを目的とする。

2 本学の設置する学部及び学部に設置する各学科における人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的は別表第1のとおりとする。

第2節 自己点検及び評価

(自己点検及び評価)

第2条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

2 自己点検及び評価に関し必要な事項は、学校教育法第93条第2項第3号の教育研究に関する重要な事項として学長が定めるもの(以下、本学則において「学長裁定」という。)として別に定める。

第3節 構成

(学部及び学科)

第3条 本学に体育学部を置き、体育学部に次の学科を置く。

体育学科

健康福祉学科

スポーツ栄養学科

スポーツ情報マスメディア学科

現代武道学科

子ども運動教育学科

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は、理事会が別に定める。

第4節 附置機関等

(図書館)

第4条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、学長裁定として別に定める。

(厚生施設)

第4条の2 本学に厚生施設として、健康管理センター等を置く。

2 健康管理センターの下に医療法上の診療所、学生相談室及びアスレティックトレーニング室を置く。

3 厚生施設に関する規程は、学長裁定として別に定める。

(その他附置機関)

第4条の3 本学にスポーツ健康科学研究実践機構、スポーツ局、学生支援センター及び国際交流センターを置く。

2 前項の各機関に関する規程は、学長裁定として別に定める。

第2章 学部学生

第1節 通則

(収容定員)

第5条 学生の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

体育学科	入学定員 300 名	編入学定員 10 名 (3 年次)	収容定員 1,220 名
健康福祉学科	入学定員 100 名	編入学定員 20 名 (3 年次)	収容定員 440 名
スポーツ栄養学科	入学定員 80 名	編入学定員 8 名 (3 年次)	収容定員 336 名
スポーツ情報マスマディア学科	入学定員 40 名		収容定員 160 名
現代武道学科	入学定員 40 名	編入学定員 10 名 (3 年次)	収容定員 180 名
子ども運動教育学科	入学定員 40 名		収容定員 160 名

(修業年限)

第6条 修業年限は、4 年とする。

(在学期間)

第7条 在学期間は、8 年を超えることができない。

(学年)

第8条 学年は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(学期)

第9条 学年を次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 15 日まで

後期 9 月 16 日から 翌年 3 月 31 日まで

2 前・後期の開始日等については、必要により変更することがある。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

三 本学創立記念日 5 月 6 日

四 春季休業

五 夏季休業

六 冬季休業

- 2 前項第4号から第6号までの休業期間は、学長裁定として別に定める。
- 3 第1項の規定による休業日のほか、臨時休業に関してはその都度、学校教育法第93条第2項第3号に基づき教授会から意見を徴した(以下、本学則において、「教授会意見聴取」という。)うえで、学長裁定として学長が定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認められるときは、休業日に授業を行うことがある。

第2節 入学、再入学、転入学及び編入学

(入学時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条の規定に基づき、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定する者を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 その他、大学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願手続)

第13条 入学志願者は、本学指定の書類に、別に定める入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第14条 入学志願者に対しては、高等学校卒業程度の所定の入学試験を行い、その結果に基づいて入学者を選考する。

(再入学)

第15条 本学を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相當年次に再入学を許可する。

(転入学及び編入学)

第16条 次の各号の一に該当する者で、本学に転入学又は編入学を願い出た者については、選考のうえ、転入学又は編入学を許可することがある。

- 一 他の大学の学生であって、その学長又は学部長の許可を得て本学に転入学を願い出した者
- 二 学位を有する者で、本学に編入学を願い出た者
- 三 短期大学、高等専門学校又はその他法令で定める学校の卒業者で、本学に編入学を願い出た者
- 四 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者で、本学に編入学を願い出た者

(入学手続き及び入学許可)

第17条 入学、再入学、転入学又は編入学の選考に合格した者は、所定の期日までに誓約書、保証書及びその他の本学所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の学費を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項に定める手続きを完了した者（学費の延納を許可された者及び学費の全部又は一部を免除された者を含む。）に入学、再入学、転入学又は編入学を許可する。
(保証人)

第18条 学生の保証人（以下「保証人」という。）は、その学生の在学中の一切の事項につき、連帯責任を負わなければならない。

- 2 保証人は、独立の生計を営む者二人とし、一人は保護者又はこれに準ずる者とする。
- 3 保証人が転籍、転居又は改姓したときは、直ちに届出なければならない。
- 4 保証人が死亡その他の事由によってその資格を失ったときは、新たに保証人を定め、直ちに所定の誓約書及び保証書を提出しなければならない。

(再入学者等に係る既修得の単位等の認定)

第19条 再入学、転入学又は編入学を許可された者の修得した授業科目、単位及び在学期間については、審査のうえ、その全部又は一部を認める。

(入学、再入学、転入学及び編入学)

第19条の2 この節に定める入学、再入学、転入学及び編入学に関しては、教授会意見聴取のうえ学長がこれを行う。

第3節 休学、復学、留学、退学及び除籍

(休学)

第20条 疾病その他の止むを得ない事由により、3ヶ月以上にわたり修学できない者は、その事由を明記し、保証人連署のうえ願い出て、休学することができる。また、修学することが適当ないと認められる者については、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第21条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合には、許可を得て引き続き休学することができる。

- 2 休学期間は、通算2年とする。
- 3 休学が3ヶ月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間が満了した者は、届け出なければならない。

2 休学期間にその事由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。

(転学)

第23条 (削除)

(留学)

第23条の2 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者があるときは、留学を許可することがある。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第35条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、願い出て許可を得なければならない。

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 疾病その他の事故により、成業の見込みがないと認められた者
- 二 授業料その他本学規定の学費を滞納し、督促をうけても納付しない者
- 三 在学期間が8年を超える者
- 四 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- 五 休学期間満了後、なお休学の延長、復学、退学の手続きを取らない者

2 前項第2号に該当し除籍となった者から除籍の取り消しの願い出があるときは、別に定めるところにしたがい、当該除籍を取り消すことができる。

(休学、復学、留学、退学の許可及び除籍)

第26条 この節に定める休学、復学、留学、退学、除籍及び除籍の取り消しは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として学長がこれを行う。

第4節 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び履修方法)

第27条 授業科目及び履修方法は、別表第2、第3、第4、第5、第6、第7、第8及び第9のとおりとする。

2 資格取得関連科目の履修方法は、学長裁定として別に定める。

(授業の方法)

第28条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学長が教育上有益と認めるときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学長が教育上有益と認めるときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部を、校舎及び付属施設以外の場所で行うことができる。

(単位算定の基準)

第28条の2 各授業科目の単位算定の基準は次のとおりとする。

- 一 講義及び演習については、15時間の授業で1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間の授業で1単位とする。

(1年間の授業期間)

第29条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目的授業期間)

第30条 各授業科目的授業は、15週にわたる期間を単位として行うことを原則とする。

(単位の授与)

第31条 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の方法により単位を授与する。

- 2 成績の評価は、秀(100点～90点)、優(89点～80点)、良(79点～70点)、可(69点～60点)、不可(59点以下)の5段階で表し、秀、優、良、可を合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目的履修単位)

第31条の2 学生が本学の定めるところにより、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、学長が教育上有益と認めるときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として本学における授業科目的履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 前2項の規定により修得した単位は、教授会意見聴取のうえ学長裁定として学長は60単位を限度として、本学において修得したものとみなし単位を与えることができる。

(大学以外の教育施設等における授業科目的履修単位)

第31条の3 学生が本学の定めるところにより行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が認める学修を、学長が教育上有益と認めるときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として本学における授業科目的履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第3項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(他大学において科目等履修生として修得した単位を含む。)を学長が教育上有益と認めるときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として本学に入学した後の本学における授業科目的履修により修得したものとみなす。

- 2 学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が認める学修を、学長が教育上有益と認めるときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として本学における授業科目的履修とみなし単位を与える。

- 3 前2項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

(教育職員免許状の取得)

第33条 教育職員免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき本学が定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学で取得資格を得ることのできる教育職員免許状の種類は、中学校教諭一種普通免許状（保健体育）、高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）、高等学校教諭一種普通免許状（福祉）、特別支援学校教諭一種普通免許状（知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域）、養護教諭一種普通免許状、栄養教諭二種普通免許状及び幼稚園教諭一種普通免許状とする。

3 教育職員免許状取得に関する履修規程は、学長裁定として別に定める。
(その他の教育課程及び履修方法等)

第34条 この節に定めるもののほか、介護福祉士養成等の教育課程及び履修方法等に関する規程は、学長裁定として別に定める。但し、理事会承認を得る必要がある場合は、この限りではない。

第5節 卒業及び学位授与

(卒業)

第35条 4年以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、次に定める単位以上を修得した者については、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

体育学科	1 2 4 単位
健康福祉学科	1 2 4 単位
スポーツ栄養学科	1 2 4 単位
スポーツ情報マスメディア学科	1 2 4 単位
現代武道学科	1 2 4 単位
子ども運動教育学科	1 2 4 単位

(学位授与)

第36条 卒業を認定した者に対して、次に定める学位を授与する。

体育学科	学士（体育学）
健康福祉学科	学士（健康福祉学）
スポーツ栄養学科	学士（スポーツ栄養学）
スポーツ情報マスメディア学科	学士（スポーツ情報マスメディア学）
現代武道学科	学士（現代武道学）
子ども運動教育学科	学士（子ども運動教育学）

(卒業の認定及び学位の授与)

第36条の2 この節に定める卒業認定及び学位授与に関しては、教授会意見聴取のうえ学長がこれを行う。

第6節 賞罰

(表彰)

第37条 学長は、学生の行為について、教授会意見聴取のうえ学長裁定として表彰することがある。

(懲戒)

第38条 学生がその本分に背いた行為をしたときには、学長が教授会意見聴取のうえ学長裁定としてこれを懲戒処分に付することがある。

2 懲戒の種類は、次の4種とする。

けん責

謹慎

停学

退学

3 前項の退学は、次に定めるところによる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席が常でない者

四 本学及び社会の秩序を乱し、その他別に定める本学学生としての本分に反した者

4 懲戒に関する手続きは、学長裁定として別に定める。

第7節 (削除)

(厚生)

第39条 (削除)

(保健)

第40条 (削除)

(学生相談)

第41条 (削除)

第8節 入学金、授業料及び他の費用

(入学金、授業料等)

第42条 入学金、授業料等本学の学費並びにその金額（年額）及び納入方法は、次のとおりとする。

一 入学金 250,000円（入学時のみ）

二 授業料 780,000円

三 施設設備費 330,000円

四 実験実習教具教材費 80,000円

2 入学試験に合格し、入学手続を行う場合は、原則として前項に定める学費を一括して納入するものとする。

3 授業料、施設設備費及び実験実習教具教材費は、本人の願い出により、4月及び10月の2期に分納することができる。

4 止むを得ない事情があると認められる者に対しては、学長が教授会意見聴取のうえ学長裁定として学費の延納を許可する。

(学費の免除)

第43条 人物、競技、学業成績が極めて優秀な者その他特に必要と認めた者について特に学費の全部又は一部を免除することがある。

2 前項に規定する学費の免除の取扱いについては、学長裁定として別に定める。
(休学期間の学費)

第44条 休学期間が、その全期間にわたる場合に限って、その期の学費を徴収しない。
2 休学期間の中途において復学する者については、その期の学費を徴収する。
(退学した者の学費)

第45条 学期途中において、退学又は除籍された者は、その期の学費を納入しなければならない。
(既納の学費)

第46条 既納の学費は、理由の如何を問わず一切返還しない。ただし、止むを得ない理由で所定の手続により、入学辞退を申し出た者に対しては、学長裁定として別に定めるところにより入学金以外の授業料等を返還することがある。

第3章 職員組織

第1節 職員組織

(職員組織等)

第47条 本学に学長、学部長、教員（教授、准教授、講師、助教、助手（グリーンテクニシャン）、新助手、事務職員、司書及びその他の職員を置く。
2 職員の服務に関する規程は、理事会が別に定める。

第2節 教授会

(設置)

第48条 学校教育法第93条の規定に基づき、本学に教授会を置く。
(構成)

第49条 教授会の構成は、学長が教授会意見聴取のうえ学長裁定として定める。
(審議事項)

第50条 (削除)

(教授会運営)

第51条 学校教育法第93条第2項、同第3項に基づき、教授会審議その他、教授会の運営に関しては、学長裁定として別に定める。

第3節 (削除)

(学生支援)

第52条 (削除)

(国際交流)

第53条 (削除)

第4章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び長期履修学生

第1節 研究生

(研究生)

第54条 大学（外国の大学を含む）を卒業した者、又はこれと同等以上の学力を有する

と認められる者が、本学において特定の専門事項を研究することを願い出た場合には、教授会意見聴取のうえ学長裁定として、学長が研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関する規程は、学長裁定として別に定める。

第2節 科目等履修生

(科目等履修生)

第55条 高等学校を卒業した者、又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者が、本学において開設する1又は複数の授業科目を履修することを願い出た場合には、教授会意見聴取のうえ学長裁定として、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第31条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関する規程は、学長裁定として別に定める。

第3節 特別聴講学生

(特別聴講学生の受入)

第55条の2 他の大学等に在学する学生が、当該他の大学等との協定に基づき、本学の授業科目の履修及び単位の修得を願い出たときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として、学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に対する単位の授与については、第31条の規定を準用する。
- 3 特別聴講学生に関する規程は、学長裁定として別に定める。

(特別聴講学生の派遣)

第55条の3 本学に在学する学生が、当該他の大学等との協定に基づき、他の大学等の授業科目の履修及び単位の修得を願い出たときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として、学長が特別聴講学生として派遣を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に対する単位の授与については、当該他の大学等で定める規定によるものとする。
- 3 特別聴講学生に関する本学の規程は、学長裁定として別に定める。

第4節 外国人留学生

(外国人留学生)

第55条の4 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入學を志願する者があるときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 第42条の規定にかかわらず、外国人留学生入学金、授業料等本学の学費の金額（年額）及び納入方法は、学長裁定として別に定める。
- 3 外国人留学生に関する必要事項は、学長裁定として別に定める。

第5節 長期履修学生

(長期履修学生)

第55条の5 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり

計画的に教育課程を履修し卒業することを願い出た者については、教授会意見聴取のうえ学長裁定として、学長がこれを許可することがある。

- 2 第6条、第7条、第42条の規定にかかわらず、長期履修学生の修業年限、在学期間、学費の金額（年額）及び納入方法は、学長裁定として別に定める。
- 3 長期履修学生に関する必要事項は、学長裁定として別に定める。

第5章 公開講座

（公開講座）

第56条 社会人の教養を高め、生涯学習に資するため、公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関する規程は、学長裁定として別に定める。

第6章 学則の改廃

（学則の改廃）

第57条 この学則の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

- 2 この学則の第28条（別表1、2-1、2-2、3）第29条第1項及び第40条は、昭和49年度入学生より施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

- 2 この学則の第40条の在学生に対する適用は、同条の規定中「授業料」を次のとおりとする。

昭和48年度生 150,000円

昭和49年度入学生及び昭和50年度生 170,000円

附 則

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

- 2 この学則の第40条の在学生に対する適用は、同条の規定中「授業料」及び「施設費」を次のとおりとする。

昭和48年度以前入学生 授業料 51年度授業料 + 20,000円
施設費 20,000円

昭和49年度入学生及び昭和50年度入学生

授業料	190,000円
施設費	20,000円

昭和 51 年度入学生	授業料	60,000 円
	施設費	20,000 円

附 則

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の第 20 条別表の在学生に対する適用は、従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の第 40 条の在学生に対する適用は、従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則の第 13 条の入学検定料は、昭和 59 年入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 61 年度から昭和 74 年度までの間、第 5 条の規定にかかわらず入学定員は、250 名とし、総収容定員は、1,000 名とする。

附 則

1 この学則は、昭和 61 年 11 月 1 日から施行する。

2 昭和 61 年 10 月 31 日に在学する者に係る在学中の施設費及び授業料の額は、改正後の第 40 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この学則の施行の日以後において、転学又は編入学する者に係る施設費及び授業料の額は、改正後の第 40 条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

1 この学則は、昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。

2 昭和 62 年 10 月 31 日に在学する者に係る在学中の施設費及び授業料の額は、改正後の第 40 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この学則の施行の日以後において、転学又は編入学する者に係る施設費及び授業料の額は、改正後の第 40 条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年3月31日在学する者の授業科目の種類及び単位数は、改正後の第28条の別表及び第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、社会教育専門科目の履修については、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和63年11月2日から施行する。
- 2 昭和63年11月1日在学する者に係る在学中の授業料の額は、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行日以後において、転学又は編入学する者に係る授業料の額は、改正後の第40条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成元年11月2日から施行する。
- 2 平成元年11月1日在学する者に係る在学中の授業料及び実験実習教具教材費の額は、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、学費目中「施設費」は、授業料に統合した額をもって授業料とする。
- 3 この学則の施行の日以後において、転学または編入学する者に係る授業料及び実験実習教具教材費の額は、改正後の第40条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第29条第3項の規定は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 平成2年3月31日在学する者の授業科目及び単位数並びに履修単位は、改正後の第28条の「別表1の注2、3」「別表2の1」「別表3」及び第29条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成2年10月27日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日に在学する者に係る授業料及び実験実習教具教材費の額は、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において、再入学、転入学及び編入学をした者に係る授業料及び実験実習教具教材費の額は、改正後の第40条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

この学則は、平成3年12月6日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年7月31日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この学則の第27条、第28条、第29条、第30条、第31条及び第32条の規定は、施行日の前日に在学する者、並びに施行日以後に再入学、転入学又は編入学した者

に対する適用は、従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成5年5月24日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日に在学する者に係る授業料及び実験実習教具教材費の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において、再入学、転入学及び編入学をした者に係る授業料及び実験実習教具教材費の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
ただし、第5条の規定にかかわらず平成7年度から平成11年度までの体育学科の入学定員は、225名とし、収容定員は、次のとおりとする。

平成7年度	975人
平成8年度	950人
平成9年度	925人
平成10年度及び平成11年度	900人

- 2 この学則の第41条の入学金の額は、平成7年度に入学する者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年12月6日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において、再入学、転入学及び編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において、再入学、転入学及び編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則の第5条の規定にかかわらず、平成12年度の収容定員は次のとおりとする。

体育学科 入学定員 225名 収容定員 900名

健康福祉学科 入学定員 60名 編入学定員 20名(3学年次) 収容定員 260名

- 3 この学則の第27条は、平成12年度入学生より適用する。なお、この学則の第27条の規定にかかわらず、平成11年度以前から在学する者、並びに平成12年度以降に再入学、転入学又は編入学する者については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。
- 4 この学則の第33条は、平成12年度入学生より適用する。なお、この学則の第33条の規定にかかわらず、平成11年度以前から在学する者、並びに平成12年度以降に再入学、転入学又は編入学する者については、従前の規定によるものとし、同条第2項に定める教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

中学校教諭一種普通免許状（保健体育）

高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）

- 5 この学則の第35条は、平成12年度入学生より適用する。なお、この学則の第35条の規定にかかわらず、平成11年度以前から在学する者、並びに平成12年度以降に再入学、転入学又は編入学する者については、従前の規定によるものとし、同条に定める単位数は次のとおりとする。

体育学科 124単位

健康福祉学科 133単位

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この学則の第5条の規定にかかわらず、平成13年度の収容定員は次のとおりとする。

体育学科 収容定員 900名

健康福祉学科 収容定員 320名

介護福祉専攻 200名

健康福祉専攻 120名

- 3 この学則の第27条及び第33条は、平成13年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成12年度以前から在学する者、並びに平成14年度以前の再入学生、転入学生又は編入学生については、一部の資格又は科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 この学則の第27条及び第33条は、平成15年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成14年度以前から在学する者、並びに平成16年度以前の編入学生については、一部の資格又は科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 この学則の第27条及び第33条は、平成17年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成16年度以前から在学する者、並びに平成18年度以前の編入

学生については、一部の資格又は科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この学則の第27条及び第35条は、平成19年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この学則の第5条の規定にかかわらず、平成23年度から25年度までの収容定員は次のとおりとする。

運動栄養学科

平成23年度	276名
平成24年度	296名
平成25年度	316名

現代武道学科

平成23年度	30名
平成24年度	60名
平成25年度	100名

3 この学則の第27条は、平成23年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成24年度以前の編入学生については、一部の資格又は科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この学則の第27条は、平成24年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成23年度以前から在学する者、並びに平成25年度以前の編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この学則の第27条は、平成25年度入学生より適用する。なお、平成24年度以前から在学する者、並びに平成26年度以前の編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成26年学校教育法改正に伴い、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則の第5条の規定にかかわらず、平成28年度から30年度までの収容定員は次のとおりとする。

現代武道学科

平成28年度	150名
平成29年度	160名
平成30年度	170名

- 3 この学則の第27条は、平成28年度入学生より適用する。なお、平成27年度以前から在学する者、並びに平成29年度以前の編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則の第5条の規定にかかわらず、平成29年度から31年度までの収容定員は次のとおりとする。

子ども運動教育学科

平成29年度	40名
平成30年度	80名
平成31年度	120名

- 3 この学則の第27条は、平成29年度入学生より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則の第5条の規定にかかわらず、平成30年度から32年度までの収容定員は次のとおりとする。

体育学科

平成30年度	1,070名
平成31年度	1,120名
平成32年度	1,170名

- 3 この学則の第27条は、平成30年度入学生より適用する。なお、平成29年度以前から在学する者、並びに平成31年度以前の編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則の第27条は、平成31年度入学生より適用する。なお、平成30年度以前から在学する者、並びに平成31年度編入学者及び平成30年度入学者の3年次に編入する者については、「特別支援教育論（児童生徒）」、「総合的な学習の時間」論を除き従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この学則の第27条は、令和2年度入学生より適用する。なお、令和元年度以前から

在学する者、並びに令和3年度以前の編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

- 3 この学則の施行の日の前日に在学する者に係る授業料等の額は、改正後の第42条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則の施行の日以後において、再入学、転入学及び編入学をした者に係る授業料等の額は、改正後の第42条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第27条第1項に定める改正後の別表（別表第8を除く。以下同じ。）の規定は、令和3年度入学生から適用する。
- 3 令和2年度以前の入学生及び令和4年度以前の編入学生については、第27条第1項に定める改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 再入学生及び転入学生については、第27条第1項に定める改正後の別表の規定にかかわらず、これらの学生の属する年次の在学者の取り扱いと同様とする。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第27条第1項に定める改正後の別表（別表第8、第9を除く。以下同じ。）の規定は、令和4年度入学生から適用する。
- 3 令和3年度以前の入学生及び令和3年度以前の編入学生については、第27条第1項に定める改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 再入学生及び転入学生については、第27条第1項に定める改正後の別表の規定にかかわらず、これらの学生の属する年次の在学者の取り扱いと同様とする。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第27条第1項に定める改正後の別表（別表第8、第9を除く。以下同じ。）の規定は、令和5年度入学生から適用する。
- 3 令和4年度以前の入学生及び令和4年度以前の編入学生については、第27条第1項に定める改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 再入学生及び転入学生については、第27条第1項に定める改正後の別表の規定にかかわらず、これらの学生の属する年次の在学者の取り扱いと同様とする。